

第8章 工事費用の分担

工事費用の分担については下記通達等により取り扱われたい。

1 道路関係

- (1) 河川工事又は道路工事により必要となる橋梁及び取付道路の工事費用の負担について

……（昭和43年8月1日都街発第31号・河治発第87号・道総発第240号）

河川工事又は道路工事により必要となる橋梁及び取付道路の工事費用の負担について（建設省、都市局長、河川局長、道路局長通達）についての解説

……（昭和43年8月都市局・河川局・道路局）

河川工事又は道路工事により必要となる橋梁及び取付道路の工事費用の負担について

……（平成6年7月18日建設省河治発第58号）

- (2) 河川工事に附帯する市町村道橋梁等の費用負担について（案）

……（昭和50年7月1日河川局治水課・道路局地方道課）

河川工事に附帯する市町村道橋梁等の費用負担について（案）の解説

……（昭和55年1月31日建設省河治発第7号）

- (3) 橋梁の構造となる隅み切り、右折レーン及び歩道等の取り扱いについて（議事録）

……（平成9年3月28日道路局、河川局）

2 鉄道関係

河川工事に起因して生じる鉄道工事について

（平成14年12月25日国河治第191号、国鉄技第138号、河川局治水課長・鉄道局技術企画課長通知）

3 執行上の留意事項

(1) 河川附帯工事の取扱いについて

① 附帯工事と補償工事

- ・河川法上の附帯工事（河川法第19条）

河川工事により必要を生じた他の工事

河川工事を施行するために必要を生じた他の工事

- ・予算上の附帯工事（河川附帯工事の費用負担に関する事務取扱規則第1条）

「附帯工事」とは、河川工事により必要を生じた河川工事以外の工事で、河川法第26条の許可を要する工作物に関するもの。

したがって、「附帯工事費」をもって施行される工事は、河川区域内にあることが前提となる。

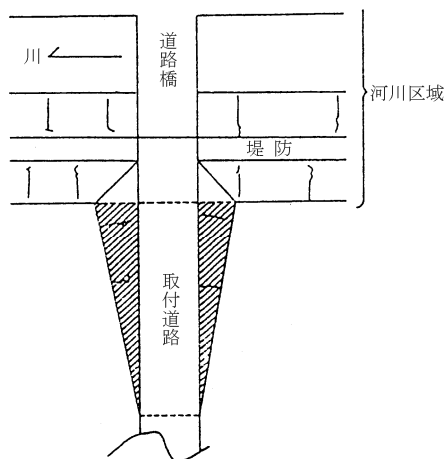
(イ) この場合、現に河川区域内にある工作物に限定する必要はなく、例えば河川の新設にともない必要を生じた橋梁工事のように、工事の完了時点で河川区域に含まれることとなる工作物も対象とする。

(ロ) さらに、河川区域の内外にまたがる工作物も考えられるが、その場合も河川区域外の工作物が河川区域内の工作物の一部または一体のものであると認められるときは、河川区域外のものも含めて附帯工事として取り扱うこととしている。

これら以外のものは、河川法上の附帯工事となっても「附帯工事費」をもって施行するのではなく、「用地及び補償費」をもって施行することとなる。

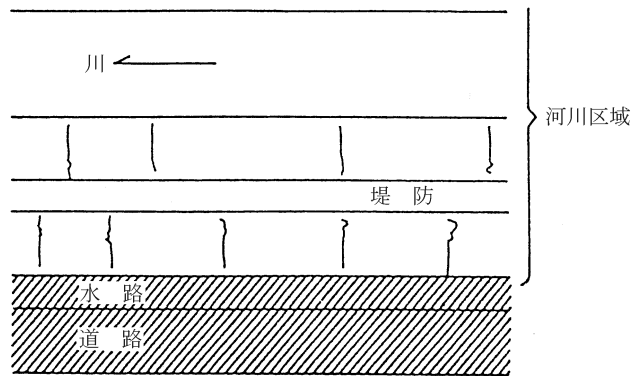
② 用地を取得する場合の取扱い

(イ) 附帯工事により新たに必要となる用地で補償費で支弁すべき部分〔斜線の部分〕



(注) あくまで河川事業者の施行による場合であり、工作物の管理者の施行による場合は附帯工事費で支弁することとなる。

(ロ) 補償工事により新たに必要となる用地で補償費で支弁すべき部分〔斜線の部分〕



(ハ) 附帯工事又は補償工事で生じる河川区域外における用地の帰属

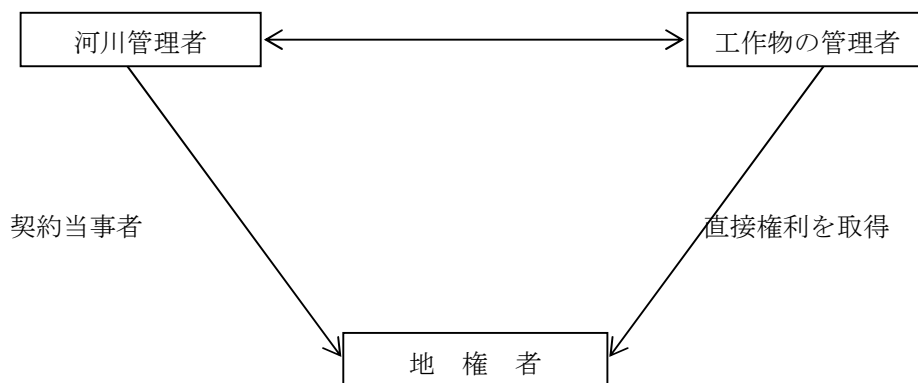
附帯工事又は補償工事で生ずる河川区域外の土地については、河川管理者または工作物の管理者のうち、当該河川または工作物の管理上必要と認められるものに帰属させることが望ましい。

したがって、河川区域外となる土地で河川管理者が管理する必要のないものは当初から工作物の管理者の名義としておくべきである。

(第三者のためにする契約)

① 受託契約

② 附帯工事に伴う協定



後日のトラブルを避けるためにも直接に工作物の管理者の名義にしておくべきである。もし、国名義で登記してしまった場合には、国有財産法上の手続きもあり、工作物の管理者の名義にすることは困難である。

③ 河川附帯工事の事務取扱いについて

6 河 第 358 号

平成6年11月10日

建設事務所長 殿

土木部長

河川附帯工事の事務取扱いについて（通知）

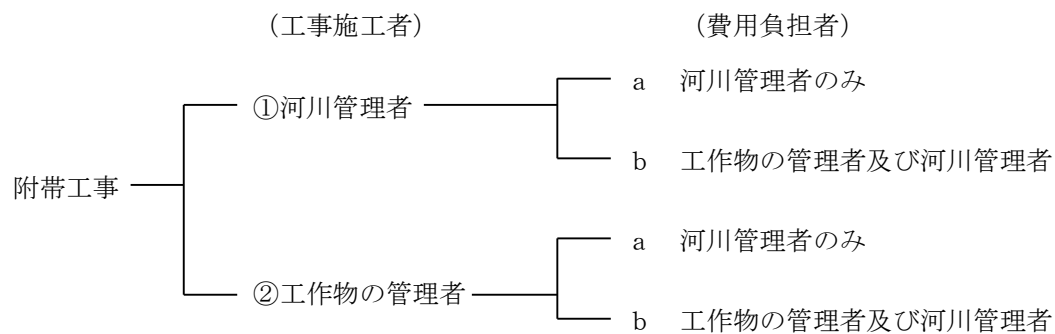
このことについて、従前からの各通知等により事務を進めてきているところですが、各事務所の取扱い内容に不統一の面が見受けられますので、事務取扱いの手順（案）を別記のとおりとしましたので適切な事務取扱いが行われるよう御配意願います。

[別 記]

1. 附帯工事の事務取扱いについて

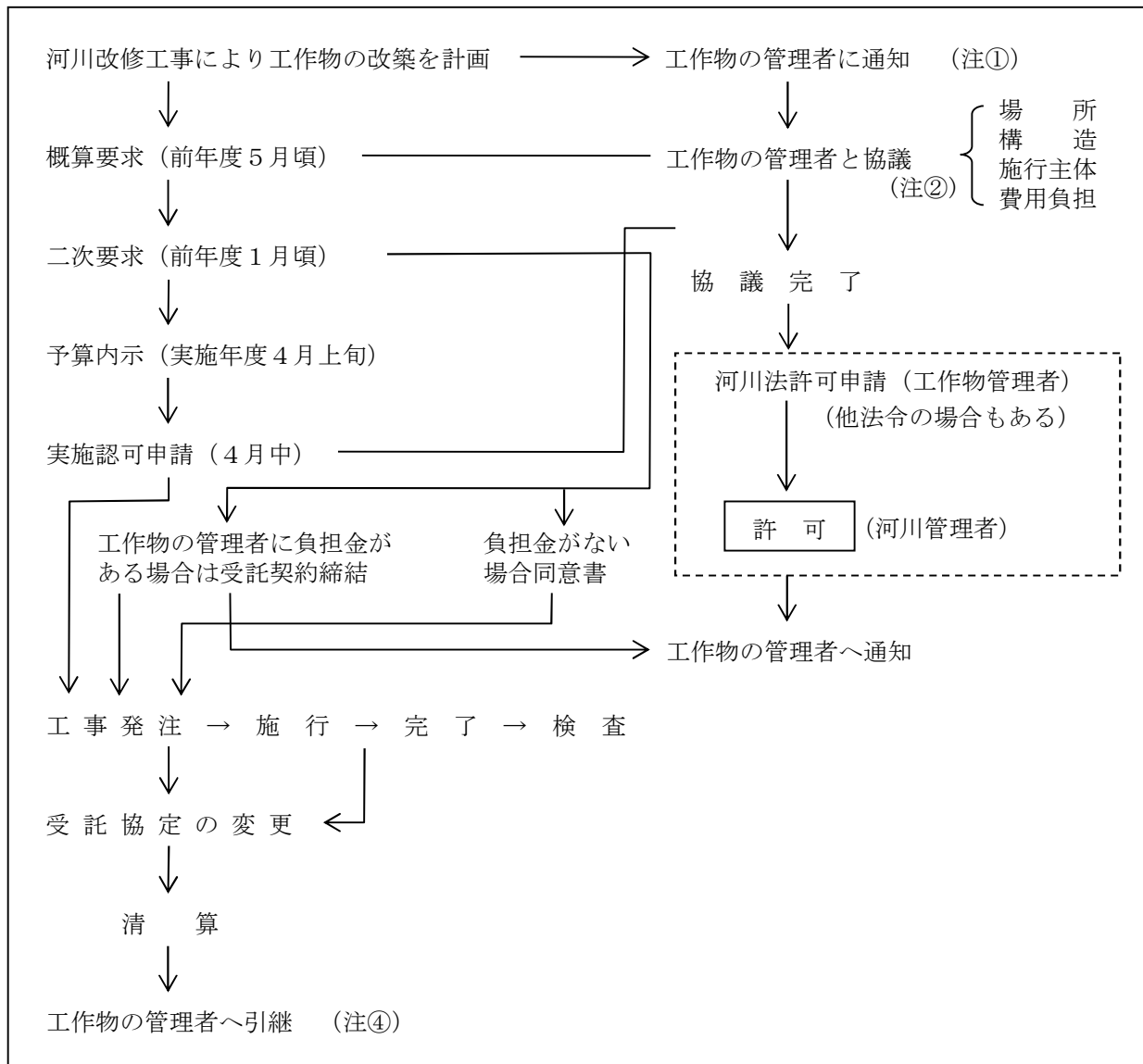
1-1 河川工事に起因する附帯工事の事務取扱い

河川改修事業の実施に際し、河川管理施設以外の施設の改築が伴う場合、河川附帯工事の費用負担に関する事務取扱規則（昭和40年建設省令第20号（以下「規則」という。））により以下の方法により河川法の規定による許可の手続きをとること。なお、事務処理上の区分は次のとおりとなる。



(1) 河川管理者が施工する場合

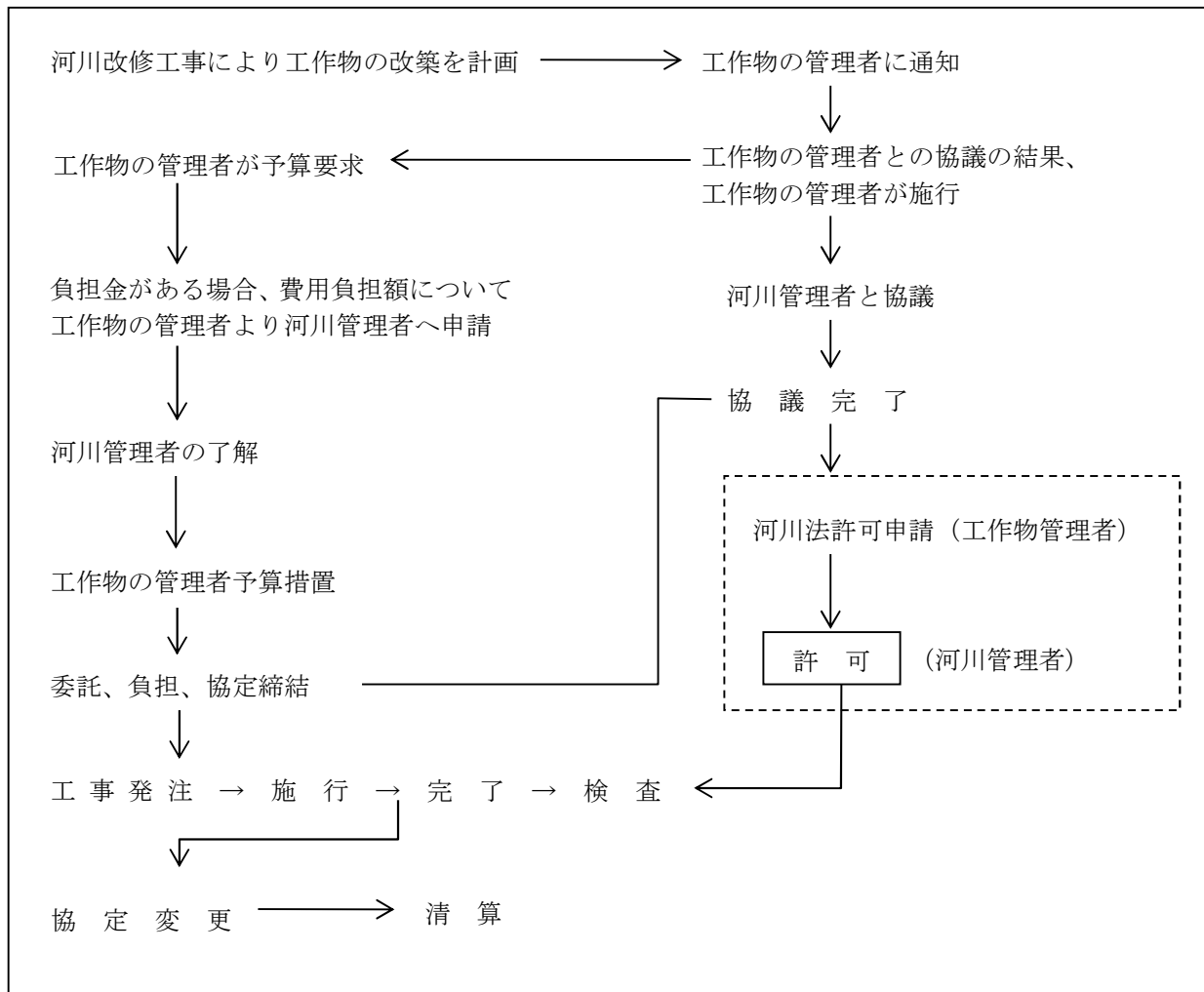
フローチャート



- (注) ① 工作物の移設、改築を計画した場合、すみやかに工作物の管理者に通知すること。なお、工作物の管理者に負担がある場合施工時期を慎重に決めること。(規則第2条、第4条)
- ② 同意書の受理または負担金等の協定については、工事発注前に進めると共に許可申請も同時に進めること。(規則第4条、第3項)
- ③ 申請の内容が施工現場の状況変化により変わった場合は申請内容の変更を行うこと。
- ④ 工事完成後の施設等の引継ぎは、施設の施工後速やかに行うこと。
- ⑤ 仮設工作物(特に道路、橋梁の区域変更及び供用開始手続き並びに交通規制等)についての管理を明確にしておくこと。

(2) 工作物の管理者が施工する場合

フローチャート



1-2 河川附帯工事による書式について

- 1) 附帯工事発生通知案 様式 1
- 2) " 実施計画通知案 様式 2
- 3) 協定書案 様式 3
- 4) 変更協定書案 様式 4
- 5) 附帯工事計画書 様式 5
- 6) 工作物引継書 様式 6

(様式1)

第 号
平成 年 月 日

(工作物の管理者) 殿

事 務 所 長

河川附帯工事の発生について (通知)

貴職管理の(工作物の名称)は当所で施行の ○ ○ 川改修工事により(改築、継足等)が必要となりましたので通知します。

なお、(改築、継足等)工事の構造、費用負担方法及び施行主体等については、後日協議したいのであらかじめ御検討願います。

(様式2)

第 号
平成 年 月 日

(工作物の管理者) 殿

事 務 所 長

河川附帯工事の実施計画について (通知)

平成 年 月 日付 第 号で通知しました ○ ○ 川改修工事により必要を生じた △ △ 工事は、別冊計画書に基づき実施することになりましたので通知します。

(様式3)

協 定 書 (案)

河川管理者〇〇建設事務所長〇〇〇〇 (以下「甲」という。) と、道路管理者〇〇市長〇〇〇〇 (以下「乙」という。) とは、平成〇〇年度〇〇〇〇事業に係る附帯工事 (以下『工事』という。) について次のとおり協定を締結する。

(工事等)

第1条 工事は次のとおりとする。

- (1) 工作物の種類 (名称) 〇〇橋 (仮称)
- (2) 工事場所 一級河川 〇〇〇川
〇〇市字〇〇
- (3) 工期 平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで
- (4) 工事費額 (全体) 金 43,486,915円

負担内訳

	工 事 費	事 務 費	計
甲 (県)	17,434,810	1,706,000	19,140,810
乙 (市)	21,962,690	2,383,415	24,346,105
計	39,397,500	4,089,415	43,486,915

(事務の取扱い等)

第2条 工事は、甲乙の協議に基づいて、甲の作成した実施設計書によって甲が施工するものとする。

2 工事は、原則として甲が実施する工事の手続きによって行うものとする。

(工事予定表等の作成)

第3条 甲は、この協定後すみやかに工事予定表及び資金使用計画表を作成し、乙と協議するものとする。

(経費の支払方法等)

第4条 乙は、前条の資金使用計画表に基づき、工事の進捗に支障のないよう負担金の支払の準備をするものとする。

2 前項の乙の負担金については、甲の発行する納入通知書により、指定金融機関に納入するものとする。

3 工事の変更等により、工事予定表または資金使用計画表を変更した場合は前各項により処理するものとする。

(協定の変更)

第5条 甲又は乙のやむを得ない理由により、工事の計画を変更し、この協定の内容を変更する必要があるときは、甲乙協議して、これを変更するものとする。

(工期の延長)

第6条 甲は、工事が期限までに完了できないと認められるときは、遅滞なく乙に通知し、延長期間については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(危険負担等)

第7条 工事の実施にあたり、物価若しくは賃金の変動、計画若しくは設計の変更のため、または、避けることのできない事由により発生した損害のため必要を生じた経費の負担方法等については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(工作物の検了及び引渡し)

第8条 甲は、工事が完了したときは、遅滞なく乙に通知し、すみやかに甲乙立合のうえ工作物を検了するとともに工事清算書を交付するものとする。

2 工事の完了の確認後は、すみやかに甲は乙に通知し、工作物を引き渡すものとする。

(経費の精算及び残存物件の取扱)

第9条 工事が完了したときは、甲は遅滞なく経費の精算を行うものとする。

2 前項の場合において、残存物件があるときは、金銭に換算して清算するものとする。

(財産の帰属及び管理)

第10条 工事完了後、河川管理施設（左右岸堤防及び護岸等）は甲に、河川管理施設以外（橋梁及び取付道路等）は乙に帰属し、甲または乙がそれぞれ維持管理するものとする。

(協定外の変更等)

第11条 この協定に定めがない事項、またはこの協定の実施に関して疑義あるときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲と乙が各1通を所持する。

平成 年 月 日

甲 河川管理者
○○建設事務所長 ○○ ○○
乙 道路管理者
○○市長 ○○ ○○

(様式4)

変 更 協 定 書 (案)

河川管理者〇〇建設事務所長〇〇〇〇（以下「甲」という。）と、道路管理者〇〇市長〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、平成〇年〇月〇日付で締結した、平成〇年度〇〇〇〇事業に係る附帯工事の協定の一部を下記のように変更する協定を締結する。

記

1. 第1条を次のとおり変更する。

第1条 工事は次のとおりとする。

(3) 工期 平成 年 月 日から

平成 年 月 日まで

(4) 工事費額（全体） 金 43,498,008円

負担内訳

	工 事 費	事 務 費	計
甲	17,455,410	1,708,000	19,163,410
乙	21,952,390	2,382,208	24,334,598
計	39,407,800	4,090,208	43,498,008

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲と乙が各1通を所持する。

平成 年 月 日

甲 河川管理者

〇〇建設事務所長 〇〇 〇〇

乙 道路管理者

〇〇市長 〇〇 〇〇

(様式5)

〇〇川〇〇工事附帯〇〇工事
計 画 書

- 1 工作物の名称または種類
- 2 施行場所
- 3 法第26条の許可権者並びに許可の番号及び年月日
- 4 工期
- 5 工事の設計及び実施計画
- 6 工事費 円 { 県費負担
工作物の管理者負担

(二年以上にわたる工事については下記内訳を記入すること)

区 分	総 予 算 額	〇〇年度 支 出 額	〇〇年度 支 出 額	本 年 度 支 出 額	今後所要額
県 負 担 額					
工作物の管理者負担額					
計					

内 訳

費 目	工 種	細 目	形状寸法	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要

7 その他参考となるべき事項

備 考

- (1) 工作物の管理者が負担すべき金額がある場合においては、その負担金の算定の基礎となった計算書を添付すること。
- (2) 「費目」欄は、本工事費、用地費等に区分し、「工種」欄は、基礎工、本体工等に区分して記載すること。
- (3) 位置図 1/50,000、一般図（平面図その他） 1/100～1/500、構造図 1/20～1/50を添付すること。
- (4) 2年以上にわたる工事の当該年度分の工事計画書には前年度までの施工済額を「摘要」欄に記入すること。
- (5) 2年以上にわたる工事については、「全体工事計画書」及び「各年度工事計画書」を本様式により各別に作成し、その旨を標題に明記すること。

（第2年度以降においては、「全体工事計画書」は不要）

(様式6)

第 号
平成 年 月 日

(工作物の管理者) 殿

事 務 所 長

河川附帯工事の引継ぎについて (通知)

平成 年 月 日付で締結した平成〇〇年度〇〇〇工事に係る附帯工事に関する「協定書」第8条により下記のとおりしゅん工したので引継ぎしたく通知します。

記

- 1 工作物の種類 (名称)
- 2 しゅん工年月日
- 3 清算額
- 4 引継希望年月日及び場所

平成 年 月 日 現地

(2) 道路橋改築について

1. 道路橋改築の費用負担と道路構造令の改正

道路橋架替の費用負担については、従来「河川工事又は道路工事により必要となる橋梁及び取付道路の工事費用の負担について」（昭和43年8月1日付け、都市局長、河川局長、道路局長通達。以下、「三局長通達」という。）により行われており、設計荷重の増大については質的改良とみなし、河川及び道路でそれぞれ1/2を負担するものとされてきたが、平成5年11月25日付けの道路構造令改正及び道路橋示方書改訂により設計における活荷重が、一等橋（TL-20）又は二等（TL-14）からB活荷重又はA活荷重に変更されたため、これらの活荷重を適用した場合質的改良と扱うかどうか問題となっていた。

2. 改訂後の活荷重を適用した橋梁の費用負担について

この問題については、河川局、道路局間で協議を行ってきたところであるが、今般道路局との調整が済み、平成6年7月18日付けの関係課長、室長の連名による各地方建設局河川部長・道路部長あての通達で、その取扱いを通知したところである。

この通達による費用負担の考え方は次のとおりである。

- (1) 道路橋架替の費用負担については、従来どおり三局長通達によることとしており、従前の活荷重を適用した橋梁をB活荷重を適用して架替える場合には質的改良にあたることとし、A活荷重を適用して架替える場合には質的改良にあたらぬものとして取り扱うものとする。（ただし、TT-43の荷重及び暫定荷重を適用した橋梁をB活荷重を適用して架替える場合は質的改良にあたらぬ。）

ただし、政令市以外の市町村橋梁については、従前の一等橋をB活荷重を適用して架替える場合には、質的改良にあたらぬこととする。

- (2) また、従来から橋梁が質的に改良される場合には、河川管理者及び道路管理者がこれを相互に関連する工事として積極的に取り上げる方針としており、今後ともこの方針は変わりはないが、一等橋をB活荷重を適用して架替える場合で、設計荷重の増大のみにより質的改良にあたり、道路に改築計画がない場合においては、例外として河川管理者の100%の費用負担により架替えることとする。
- (3) さらに、橋梁によっては、道路管理者により活荷重の変更にもなう補修、補強が行われる場合があるが、補修、補強後の橋梁の架替にこの費用負担の考え方を適用するにあたっては、当所架設時の活荷重を用いる（すなわち、補修、補強は考慮しない）こととする。
- (4) 既存の橋梁が河川管理施設等構造令の基準を著しく満足せず、治水上緊急に架替える必要がある場合には、道路管理者により活荷重の変更にもなう補修、補強を実施することにより、架替に遅延が生じることのないよう、河川管理者と道路管理者が相互に調整を図っていくものとする。

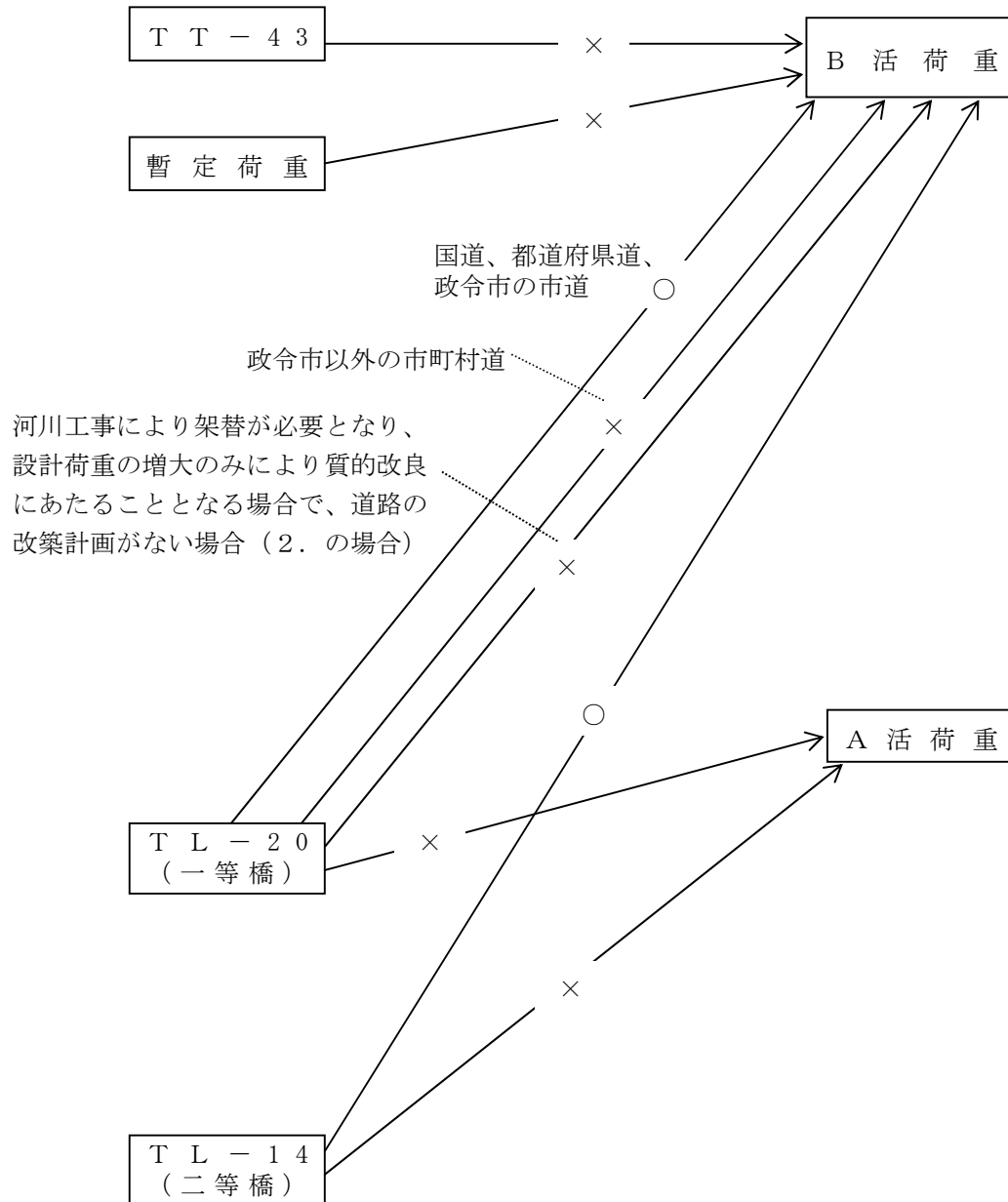
3. その他

通達の他に、市町村特定における一等橋、二等橋のB活荷重、A活荷重への読み替え等を内容とする事務連絡及び通達の趣旨を補足説明した事務連絡が通達と同日付けで出されている。

(参考)

道路構造令の改正にともなう道路橋改築の費用負担について

○：費用負担あり ×：費用負担なし



(3) 受託事業について

① 受託事業の要件

県工事と合併又は関連して実施することが必要な工事又は、県が実施することが公益上特に必要と認められる工事（建設省受託事務処理規定参照）

② 事前協議

事業を他の事業と合併して施行することが適当と認められるときは、委託又は受託条件等についてあらかじめ部長の承認（設計書、協定書（案）等を添付）を得て、関係事業者と協議を行う。

（土木部建設工事事務処理の手引 P7）

③ 予算執行の制限

予算執行者は歳出予算（繰り越された継続費、繰越明許費及び事故繰越しされた経費を含む。以下「国庫支出金等」という）のうち、財源の全部又は一部を国庫支出金、分担金、地方債、その他の特定収入（以下「国庫支出金等」という）を当てているものについては、当該収入が確定した後でなければ執行することができない。ただし、総務部長の承認を得たときは、この限りでない。

（財務規則第21条）

④ 受託事業収入

受託事業費に係る事務処理については、「特定財源の徴収事務処理手順」によるものとする。

⑤ 事業費の算出

(イ) 工事費按分

- ・落札額にアロケ率を乗じる場合は四捨五入して千円単位にする。（相手方有利に端数整理）
- ・消費税については、按分後税率を乗じて、円単位とする。

工事費（落札額） 4,875,000円 アロケ率 県70% 相手側30% 税率8%

工事契約額 5,265,000円

県負担分 $4,875,000 \times 0.7 = 3,412,500 \Rightarrow 3,413,000$

$3,413,000 \times 0.08 = 273,040$

$3,413,000 + 273,040 = 3,686,040$

相手側負担分 $4,875,000 \times 0.3 = 1,462,500 \Rightarrow 1,462,000$

$1,462,000 \times 0.08 = 116,960$

$1,462,000 + 116,960 = 1,578,960$

(ロ) 一般的な受託事業の受託費算出

税抜き事務費 = 税抜き事業費 - 落札額

事務費 = 税抜き事務費 + {税抜き事務費 × 0.2 (物件費相当) × 税率}

(事務費は事業費の10%)

税抜き事業費 $1,462,000 / (1 - 0.1) = 1,624,444 \Rightarrow 1,624,000$ (千円未満切捨て)

税抜き事務費 $1,624,000 - 1,462,000 = 162,000$ (千円未満切捨て)

事務費消費税 $162,000 \times 0.2 \times 0.08 = 2,592$ (端数整理なし)

事務費 $162,000 + 2,592 = 164,592$

事業費 $1,462,000 \times 1.08 + 164,592 = 1,743,552$

(ハ) 相手方が国庫補助事業の場合

当該事務費を考慮し、事務費逓減率を用いる。

(国補橋梁整備 事務費7%の場合)

事業費 $1,535,100 / 0.93 \{1 - 0.07\} = 1,650,645 \Rightarrow 1,650,000$ (千円未満切捨て)

事務費 $1,650,000 - 1,535,100 = 114,900$

(ニ) 相手方が公共土木施設災害復旧の場合

(事務費率5%の場合、工事雑費は市町村については対象外とし、他県についてはその都度協議)

事務費 $1,535,860 \times 0.05 = 76,793$

(ホ) 相手方が農政部主管事業の場合

事務費は事業費の4.5%とする。

事業費 $1,535,860 / (1 - 0.045) = 1,608,230 \Rightarrow 1,608,000$ (千円未満切捨て)

事務費 $1,608,000 - 1,535,860 = 72,140$

(昭和56年6月1日付56河第89号 土木部長 通知)

(ヘ) 相手方がNTT (橋添加) の場合

事務費は事業費の10%とする。

工事費 $1,462,000 \times 1.08 = 1,578,960$

税抜き事務費 $1,462,000 \times 0.1 = 146,200 \Rightarrow 146,000$ (千円未満切捨て)

消費税 $146,000 \times 0.2 \times 0.08 = 2,336$

事務費 $146,000 + 2,336 = 148,336$

(昭和60年5月20日付建設省道政発第41号、建設省都街発第15号通知 日本電信電話公社の解散に伴う措置に関する覚書等について)